

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受け取ることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金が支給されます！

【助成対象期間】

令和4年7月1日から令和5年3月末日までの休業

【助成金額】

休業前の平均賃金日額_{※1}の8割又は6割_{※2}×(各月の休業期間の日数－私的な休日数)

※1 日額上限は、8,355円。 ※令和4年7月までの上限額は、8,265円

※2 令和4年7月から11月までは8割、令和4年12月から令和5年3月まででは6割です。

【助成対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させ、その休業に対する賃金を受け取っていない方、大企業のシフト制労働者

※詳細は、[厚生労働省のホームページ](#)をご覧ください。

A

労働保険関係が成立している事務所(場)に雇用される労働者

農林水産省への確認は必要ございません。

[新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター\(0120-221-276\)](#)

にお問い合わせください。(毎日8時30分から20時まで、土日祝は17時15分まで)

厚生労働省HP: <https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html> (チャットで質問出来ます)

申請方法、必要な書類: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16953.html

オンライン申請: <https://knwquest.kyugyoushienkin.mhlw.go.jp/login>



(厚生労働省HP)



(申請方法、必要書類)



(オンライン申請)

B

Aに該当しない雇用保険・労働者災害補償保険の暫定任意適用事業_※を行っている農業経営体に雇用されている労働者

※被雇用者が常時4人以下の個人事業主等

支援金・給付金の申請には、各地方農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要です。
詳細は裏面を確認し、[地方農政局・都道府県地域拠点等](#)にお問い合わせください。

(「農業等個人事業所に係る証明書」の申請様式、問合せ先等)

https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou_jinzaiikusei_kakuho/singatakorona_taiou/kyuhusienkin.html#reaf

※「農業等個人事業所に係る証明書」を取得した上で、裏面を参考にいただき、厚生労働省に申請願います。

(申請様式・問合せ先等)



申請様式及び手続きフロー

※「農業等個人事業所に係る証明書」の申請は「事業主」から行っていただく必要があります。

「農業等個人事業所に係る証明書」発行申請

【農林水産省への提出期限】

厚生労働省への提出期限の2週間前までに提出願います。

【農林水産省への提出書類】

①農業等個人事業所に係る証明申請書（様式第1号）

②添付書類一式

【耕種の場合】原則、耕作証明書

【畜種の場合】原則、家伝法に定める定期報告書の写し並びに直近1ヶ月の出荷伝票の写し

※やむを得ない理由により、上記以外の添付書類の提出を検討している場合は

地方農政局・都道府県地域拠点等にお問い合わせください。

③返信用封筒（証明書送付用 長形3号に84円切手を貼付願います）

「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」申請

【厚生労働省への提出期限】（郵送の場合は必着）

・令和4年12月～令和5年1月分については、令和5年3月末日まで

・令和5年2月～令和5年3月分については、令和5年5月末日まで

【厚生労働省への提出書類】最新の物をダウンロード願います。

（中小企業にお勤めの場合）https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16953.html



（中小企業勤務で、地域特例対象でなく、10～11月の申請の場合）

④支給申請書

申請者本人が手続を行う場合：（初回）様式第1号-1 ④初回（1）
（2回目以降）様式第2号-1 ④（1）

事業主経由で手続を行う場合：（初回）様式第4号-1 ④続紙（1）
（2回目以降）様式第6号-1 ④続紙（1）

⑤添付書類一式

ア）新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金支給要件確認書

申請者本人が手続を行う場合：（初回）様式第7号（1）
（2回目以降）様式第8号（1）

事業主を経由して手続を行う場合：（初回）様式第9号（1）
（2回目以降）様式第10号（1）

イ）本人確認書類（顔写真ありは1種類、無しは2種類）⇒2回目以降不要

（例：運転免許証等は1種類、健康保健証等は2種類）

ウ）振込先口座確認書類 ⇒2回目以降不要

（例：キャッシュカードや通帳などのコピー）

エ）休業開始前の賃金額と休業中の支払状況

（例：給与明細、賃金台帳などのコピー）

オ）農業等個人事業所に係る証明書 ⇒2回目以降の申請は写しを使用願います。

【手続きフロー】

